

別紙（第3条関係）

補助事業の実施に関する要件その他の必要な事項について

1 この規程における用語の定義は、次の通りとする。

- (1) 「グリーンボンド」とは、企業、地方公共団体等が、国内外のグリーンプロジェクトに要する資金を調達するために発行する債券であり、具体的には、①調達資金の用途がグリーンプロジェクトに限定され、②調達資金が確実に追跡管理され、③それらについて発行後のレポーティングを通じ透明性が確保された債券をいう。
- (2) 「グリーンプロジェクト」とは、環境改善効果がある事業であり、環境面からのネガティブな効果（環境負荷）がその環境改善効果と比べ過大にならないと評価されるものをいう。
- (3) 「国内低炭素化事業」とは、再生可能エネルギー、省エネルギーに関する事業等であって、我が国におけるエネルギー起源二酸化炭素の排出削減に資する事業をいう。
- (4) 「発行支援業務」とは、グリーンボンドを発行しようとする発行体（企業、独立行政法人、地方公共団体等）に対し、グリーンボンドストラクチャリングの実施、外部レビューの付与又はグリーンボンドコンサルティングの実施を行うことをいう。
- (5) 「グリーンボンドストラクチャリング」とは、発行体や投資家のニーズに即してグリーンボンドの組成及び提案を行うことをいう。
- (6) 「外部レビュー」とは、グリーンボンドに係る次に掲げる項目に関するフレームワーク（以下「グリーンボンドフレームワーク」という。）に係る対応について、客観的評価を付与するものであって、各項目のうち一部又は全部に関するコンサルタントレビュー、検証、認証、レーティング等をいい、発行前又は発行後に行われるものをいう。
 - ア 調達資金の用途
 - イ プロジェクトの評価及び選定のプロセス
 - ウ 調達資金の管理
 - エ レポーティング
- (7) 「グリーンボンドコンサルティング」とは、グリーンボンドフレームワークの検討、策定又は運用を支援する事業として次に掲げる業務をいう。
 - ア グリーンボンドの発行のために必要となる事前の調査
 - イ グリーンボンドフレームワークの設計支援（調達資金の用途となるグリーンプロジェクトに係る環境改善効果及びネガティブインパクトの考え方、グリーンボンドを通じて達成しようとする環境面での目標を踏まえた資金用途の選定基準、グリーンプロジェクトの評価及び選定のプロセス、調達資金の管理方法、レポーティングの実施方法等に係る助言、フレームワーク素案の策定等。発行体が検討会を通じてこれらの検討を行う場合には、当該検討会業務を含む。）
 - ウ グリーンボンドの発行後に行う環境改善効果の評価支援
 - エ その他グリーンボンドの発行のために必要となると認められるコンサルティ

ング業務

なお、グリーンボンドの発行に直接関係するものではないコンサルティング業務、グリーンボンドストラクチャリングの一環として行うコンサルティング業務は含まない。

- (8) 「登録発行支援者」とは、発行支援業務を行うこととしてグリーンボンド発行促進プラットフォームの登録を受けた者をいう。
- (9) 「発行支援計画」とは、グリーンボンドを発行しようとする者に対し、登録発行支援者が行う発行支援業務に係る計画をいう。一つのグリーンボンドの組成において複数の登録発行支援者が発行支援業務を行う場合は、各発行支援業務の内容を含む一つの発行支援計画を定めるものとする。
- (10) 「グリーンボンド発行促進プラットフォーム」(以下「プラットフォーム」という。)
とは、別途環境省の委託事業により設置され、登録発行支援者の登録及び公表、国内におけるグリーンボンド発行事例の情報共有並びに国内外のグリーンボンド市場及び政策の動向分析を行い、国内外に向けて情報発信する場をいう。